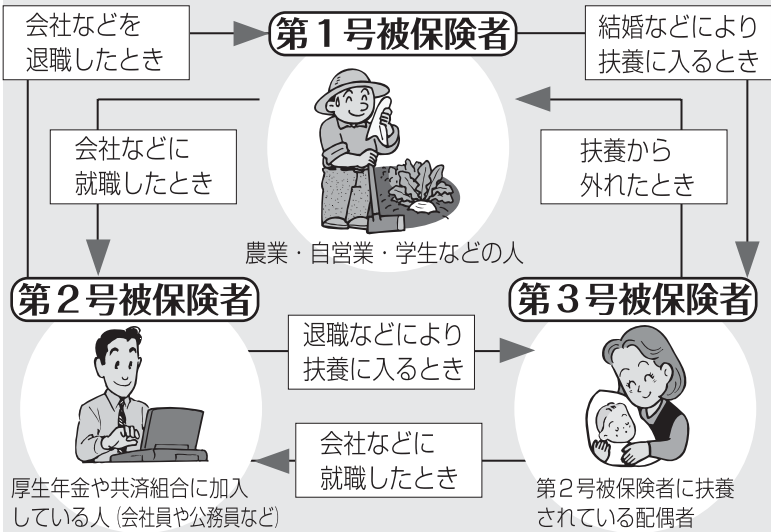


生活に変化があれば届け出を

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入します。その中で被保険者は下図のとおり分類されます。20歳になったときや就職、転職、退職、結婚、離婚などにより被保険者の種別が変わるときや、転入したときなどには、届け出が必要です。14日以内に忘れずに届け出てください。

第1号被保険者に関する届け出は医療年金グループ、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで受け付けています。第2号、第3号被保険者に関する届け出は本人(配偶者)の勤務先を通じて手続きしてください。



【注意事項】第1号被保険者の資格取得届、資格喪失届、種別変更届、氏名変更届、住所変更届は本人か世帯主が届け出してください。それ以外(免除申請、付加加入など)は原則本人の届け出が必要です。年金手帳、退職日や資格喪失日(分かる書類(退職時)など)を持参してください。代理人届出時は認印・委任状なども必要です。

市で取り扱っている事務～必要書類など事前に問合せを

- ① 国民年金第1号被保険者の加入届および転入届
- ② 保険料の免除の申請(若年者納付猶予・学生納付特例を含む)
- ③ 任意加入の手続き
- ④ 老齢基礎年金の請求等(国民年金第1号被保険者期間のみを有する人)
- ⑤ 障害基礎年金の請求等(初診日が国民年金第1号被保険者期間、20歳前、60歳以上65歳未満の人)
- ⑥ 遺族基礎年金の請求等(死亡日が国民年金第1号被保険者期間の人など)
- ⑦ 寡婦年金・死亡一時金の請求等
- ⑧ 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受けている人が亡くなったときの届け出
- ⑨ 老齢福祉年金を受けている人の住所・支払郵便局等の変更届および亡くなったときの届け出
- ⑩ 特別障害給付金の請求等

年金の相談・問合せは西宮年金事務所へ

年金事務所は、国民年金保険料の納付に関すること、年金受給者に関すること、厚生年金に関することなど、公的年金に関する総合的な相談窓口です。市で取り扱っている国民年金事務＝上表参照＝以外については、年金事務所に問合せを。

【問合せ窓口】日本年金機構西宮年金事務所(津門大塚町8-26 ☎0798・33・2941) ※ねんきんダイヤル(0570・05・1165)、I P電話・P H Sからは(03・6700・1165)でも受付

老後や不慮の事故のために 備えて安心

国民年金

国民年金は、すべての国民に共通する基礎年金を支給する制度です。平成22年度の保険料は一律で月額1万5100円。年金額を増やしたい場合の付加保険料が月額4000円です。保険料を納めない、老齢基礎年金や障害基礎年金などが受けられなくなります。国民年金に加入し保険料を納めましょう。納付が困難な場合には、免除・猶予の制度があります。問合せは医療年金グループ(0798・33・3124)へ。

保険料の納付

保険料は納付書による支払いのほか、口座振替、クレジットカード払いなどの便利な方法もあります。また、保険料を前払いすることで割引になる制度があります。

保険料の免除・猶予

経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難な場合に免除(猶予)する制度があります。免除(猶予)が承認された期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金などを支給するために必要な期間に参入されます(ただし老齢基礎年金額には申請免除は一部反

ださい。

【申請に必要なもの】申請者

の年金手帳・認め印のほか、失業時は離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など)、学生の場合は学生証または在学証明書

※本人(配偶者・世帯主)に所得制限あり。事前に所得申告が必要。転入した人は前住所地

外国人等高齢者 障害者特別給付金

国民年金制度発足時に、在日外国人や長期海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。市は、このような制度的な理

国民年金の給付

国民年金のうち老齢基礎年金は原則として受給資格期間(保険料を納めた期間など)が25年(3000月)以上ある人に65歳から支給されます。そのほかに、障害基礎年金や遺族基礎年金があるほか、寡婦年金、死亡一時金などの独自給付もあります。

老齢基礎年金～あなたの受取額は

(平成22年度年額)	保険料納付済月数(第2・3号期間含む)	
	全額免除月数×	注1 1/2 (1/3)
	3/4免除月数×	注2 5/8 (1/2)
	半額免除月数×	3/4 (2/3)
	1/4免除月数×	7/8 (5/6)
	480月(加入可能月数)	
	+付加年金…200円×付加保険料納付済月数	

注1…21年4月分以降
注2…21年3月分以前
※昭和16年4月1日以前生まれの人は加入可能月数に短縮措置あり

由で老齢基礎年金、障害基礎年金などを支給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前に生まれた人)や障害者(重度・中度)を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。該当すると思われる人は医療年金グループへ問合せを。

インフォメーション

市から

中学校夜間学級 就学助成金

教育委員会は、「中学校夜間学級就学助成金」の申請を受け付けています。対象は経済的な理由で就学援助を必要とする市内在住の中学校夜間学級在学者。申請は7月28日までに学事・学校改革グループ(0798・35・3817)へ。

若年者等就労支援事業

市は、勤労会館1階に、主に若年者を対象にした就労相談窓口「西宮市しごと相談室」を開設しました。相談無料。問合せは西宮市しごと相談室(0798・38・8321)へ。

官公署から

フェニックス共済

家財再建共済制度を新設

「フェニックス共済」は、自然災害で被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度です。8月1日から、自然災害により被害を受けた家財を対象にした「家財再建共済」給付金を新たに設けます。問合せは兵庫県住宅再建共済基金(078・3362・940)

固定資産税 都市計画税

第2期 納期限は8月2日

必ず納期限までに納付してください。納付は便利な口座振替のご利用を。問合せ先…課税については資産税グループ(0798・35・3269)、納税については納税グループ(0798・35・3287)へ

高齢者用安全杖(つえ)の支給

市は高齢者が外出時に交通安全に遭わないように高齢者用安全杖(つえ)を支給しています。申請方法など問合せは高齢福祉グループ(0798・33・3199)へ。

【対象】市内在住の65歳以上の高齢者(すでに支給を受けた人を除く)

【申請先】高齢福祉グループ(市役所本庁舎3階)各支所・地域包括支援センター・高齢者介護支援センター、アクタ西宮ステーション、上甲子園サービスセンター

【夏の交通事故防止運動】7月15日～24日(15日は「交通安全意識を高める日」)。重点事項は①高齢者子ども交通安全、②自転車の交通安全、③飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶、④すべての座席のシート

【対象】県内の住宅に存する家財

【負担金】年額15000円

【給付金】全壊…50万円、大規模半壊…35万円、半壊…25万円、床上浸水…15万円

【阪神南地域夢会議】8月7日午後2時から労働福祉会館(尼崎市)で、参加者が阪神南地域の将来像について意見交換。参加費無料。定員あり。申込方法など問合せは阪神南泉民局(0664814555)へ

【日帰り保養施設「かぶとやま荘」の休館 改修工事のため8月10日～12日は休館。問合せはかぶとやま荘(0798・730688)へ

【サマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が発売 期間は7月30日まで。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。県内の宝くじ売り場でお買い求めを。問合せは兵庫県市町村振興協会(078・3322・1151)へ

【その他】

サンTV 西宮市報組
「出会いのまち西宮」
7月17日の午後5時45分～6時。河野市長の所信表明における「明るく元気なまち」について、5つの政策目標を、主な施策を通して紹介します。問合せは広報課(0798・35・3487)へ